

平成30年改正労働者派遣法説明会

労働者派遣法が改正され、令和2年4月1日から、派遣労働者の同一労働同一賃金の実現に向けた「平成30年改正労働者派遣法」が施行されます。

令和2年4月1日をまたぐ労働者派遣契約も同日から適用されますので、事前に手続きを進めていただくために、下記のとおり岩手労働局主催の説明会を開催します。

ぜひご参加くださいますようお願いいたします。

※ 盛岡及び県南地区でも開催を予定しております。
令和2年1月開催予定（12月初旬頃に決定します。）

日時・会場

	開催地区	開催日時	会場	定員	申込締切日
①	二戸	12月2日(月) 13:30~15:00	二戸合同庁舎 共用会議室 (二戸市石切所字荷渡6-1)	20名	11/27
②	宮古	12月9日(月) 15:00~16:30	宮古合同庁舎 共用会議室 (宮古市小山田1-1-1)	20名	11/29
③	久慈	12月10日(火) 10:30~12:00	久慈公共職業安定所 会議室 (久慈市川崎町2-15)	20名	11/29
④	大船渡	12月17日(火) 15:00~16:30	大船渡合同庁舎 会議室 (大船渡市大船渡町字赤沢17-3)	20名	12/6
⑤	釜石	12月18日(水) 10:00~11:30	釜石公共職業安定所 会議室 (釜石市新町6-55)	20名	12/6

※各合同庁舎は、ハローワークが入居している庁舎となります。

内容

- (1) 平成30年改正労働者派遣法の概要
- (2) 派遣先から派遣元への比較対象労働者の待遇情報の提供
- (3) 派遣先事業主が講ずべき措置

対象者

派遣先事業主、派遣先責任者等

参加申込,問合せ先

岩手労働局 職業安定部 需給調整事業室

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎 5階
電話019-604-3004 FAX019-604-1533

締切

申込締切日、または定員になり次第締め切ります。

参加申込用紙

裏面の用紙にご記入のうえ、FAX送信してください。

※送信票を付けずそのまま送付してください。

岩手労働局職業安定部需給調整事業室 あて

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15

FAX 019-604-1533

TEL 019-604-3004

派遣先事業所対象

平成30年改正労働者派遣法説明会
参加申込書

事業所名					
所在地					
電話番号・FAX番号					
参加者氏名	(所属・役職)		(お名前)		
	(所属・役職)		(お名前)		
	(所属・役職)		(お名前)		
参加希望 ※ ○をしてください	①二戸 12月2日(月) 13:30~15:00	②宮古 12月9日(月) 15:00~16:30	③久慈 12月10日(火) 10:30~12:00	④大船渡 12月17日(火) 15:00~16:30	⑤釜石 12月18日(水) 10:00~11:30
	⑥ 1月に予定している盛岡及び県南会場への 参加を検討したい。 ※開催日程が決定後に再度ご案内させていただきます。				

【ご注意】

- 定員となった後にお申し込みがあった場合には、参加できない場合がありますので予めご了承ください。
- 駐車場には限りがございますので予めご了承ください。

※説明会当日は、この「参加申込書」又はその写しを受付へ提出願います。